

(仮称) 中央こども園設計事業者選定プロポーザル実施要領

この実施要領は、既存の事務所建築物を改修し（仮称）中央こども園に整備するための基本設計業務を委託する候補者を選考するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 中央こども園改修工事基本設計業務委託

(2) 業務内容

建築設計業務委託共通仕様書（横須賀市都市部）

建築設計業務特記仕様書

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年12月25日（水）まで

(4) 発注方法

プロポーザル方式

(5) 上限金額（税抜）

10,224,000 円

2. (仮称) 中央こども園の基本方針

- 「横須賀市 こども園 建築設計ガイドライン」（別添資料1）が掲げる子どもの主体性を尊重した教育・保育が実現できる施設
- 「(仮称) 中央こども園整備概要」の各機能が適正に配置された施設
- 子どもが安全・安心して過ごせるための動線が備わった施設
- 公共建築物として、イニシャルコストやランニングコストに配慮した設計により改修される施設

3. 選定概要

(1) 担当課

本業務に係るプロポーザルの事務は、次の課が行います。

〒238-8550

横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5階

横須賀市 こども育成部 保育課 保育園再編係

TEL : 046 (822) 9002

E-mail : ncm-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 選定方法

本業務は、既存建築物（事務所）を認定こども園へ改修する工事の基本設計です。そのため、認定こども園、保育所、幼稚園の設計の実績やノウハウが豊富であり、「横須賀市 こども園 建築設計ガイドライン」に対応する提案ができる事業者を選定する必要があります。

そこで、本業務の事業者選定は次のように行います。

	選考方法
参加申請	・提出書類を確認し、参加資格要件を満たさない者のみ失格とする。
1次選考	・予定技術者の経歴から保有資格、経験を評価する。 ・事業者の実績作品一覧から、(仮称)中央こども園の基本方針との整合性を踏まえ、実績や経験を評価する。 ・評価点の上位5者を選定する。
2次選考	・提案書のプレゼンテーション内容を評価する。 ・最高評価点等を得た事業者を選定する。
最終選考	・競争見積もり合わせ ・見積もり金額の合計がもっとも低い事業者を契約候補者に選定する。(本市の入札制度による平均額型最低制限価格未滿となるものを除く。)

(3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとします。

- ①横須賀市契約規則第5条第2項に基づく競争入札参加有資格（業務委託）に、業種「建築設計」、営業種目「建築設計」で登録している事業者で、所在区分が市内業者、準市内業者または市外業者であること。
- ②横須賀市指名停止等措置規則による指名停止をうけていないこと。
- ③建築士法第23条の3第1項の規定に基づく1級建築士事務所の登録があること。
- ④平成26年4月1日以降に、公立であるか私立であるかを問わず、認定こども園、保育所、幼稚園いずれかの建築設計業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。

(4) 本プロポーザルのスケジュール (予定)

項目	日程 (令和元年度)
公募開始	6月17日 (月)
質問書の受付	6月17日 (月) ～6月25日 (火) 17時まで
質問書に対する回答	6月26日 (水)
質問書公開	6月27日 (木)
参加申請書類の受付	7月3日 (水) 17時まで
1次選考 (実績審査)	7月5日 (金)
1次選考結果の通知	7月8日 (月)
提案書の提出	7月8日 (月) ～7月22日 (月) 17時まで
2次選考 (プレゼン)	7月25日 (木)
2次選考結果の通知	7月26日 (金)
見積書の提出	7月29日 (月) ～8月2日 (金) 12時まで
最終選考 (見積もり合わせ)	8月2日 (金) 14時
最終選考の通知・公表	8月2日 (金)
委託契約締結	8月5日 (月) 以降

4. 質問の受付・回答の公表

本プロポーザルや本業務に関する質問がある参加希望者は、質問書 (様式1) を次により提出してください。

(1) 提出書類

① 質問書 (様式1)

(2) 質問の受付

① 提出方法 Eメールに添付 (送信する際に電話連絡をしてください。)

② 提出期限 令和元年6月25日 (火) 17時まで

④ 提出先 横須賀市こども育成部 保育課 保育園再編係
(メールアドレス) nem-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

(3) 回答の公表

質問に対する回答は、次により公表します。

① 公表方法 本募集要領を掲載のホームページに公表

② 公表日 令和元年6月27日 (木) 予定

5. 参加申請書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次により参加申請書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式2-1）
- ②事業者概要（様式2-2）
- ③予定技術者経歴書（様式2-3）
- ④予定技術者の資格証の写し
- ⑤事業者実績作品一覧（様式2-4）
 - ・施設用途が認定こども園、保育所、幼稚園の実績作品としてください。
 - ・本要領の3. 選定概要（3）参加資格要件④を満たしている実績作品を、必ず一件以上選択してください。
 - ・実績作品は10件以内としてください。
 - ・用途変更により認定こども園、保育所、幼稚園へ改修した実績作品を優先的に選択してください。
 - ・本計画は改修工事のため建物外観は不要です。
- ⑥事業者実績作品一覧に記載した作品の確認済証及び確認申請書（第一面から第三面）の写し

(2) 提出方法及び提出期限等

- ①提出部数 1部と電子データ（CD-R、DVD-R等）
- ②提出方法 郵送・持参
- ③提出期限 令和元年7月3日（水）17時（必着）
- ④提出先 〒238-8550
横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階
横須賀市こども育成部 保育課 保育園再編係 宛

(3) 参加資格審査結果の通知

参加申請書類を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、その結果を次により通知します。

- ①通知方法 参加申請書（様式2-1）に記載されたメールアドレスあてに随時通知
- ②通知日 令和元年7月8日（月）予定

6. 1次選考「実績審査」の実施

選考は、参加者から提出された予定技術者の経歴、事業者実績作品一覧により審査、採点します。審査、採点は、（仮称）中央こども園設計事業者選考委員会条例第1条に規定する（仮称）中央こども園設計事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が公正かつ厳正に審査、採点行います。

(1) 評価項目、評価基準及び配点

①評価及び採点は、各委員が別表 1「1 次選考 評価基準・評価点表」に基づき行います。

(2) 2 次選考参加者の選考方法

各委員の評価点の合計を基準とし、上位 5 者を選定します。

(3) 選考結果の通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

①通知方法 参加申請書（様式 2 - 1）に記載されたメールアドレスあてに通知します。

②通知日 令和元年 7 月 8 日（月）

7. 提案書等の提出

1 次選考を通過した参加者は、次により提案書を提出してください。

(1) 提出書類

①提案書（様式 3 - 1） A4 一枚

①提案書（様式 3 - 2） A3 一枚

(2) 提出方法及び提出期限等

①提出部数 1 部と電子データ（CD-R、DVD-R 等）

②提出方法 郵送・持参

③提出期間 令和元年 7 月 8 日（月）～7 月 22 日（月）17 時（必着）

④提出先 〒238-8550

横須賀市小川町 16 番地はぐくみかん 5 階

横須賀市こども育成部 保育課 保育園再編係 宛

(3) 提案書（様式 3 - 1）の作成について

①こども園の環境づくりについてのソフト面の提案

こども園を設計する立場として、「子どもの主体性を尊重した教育・保育」についての考え方を記述する。

記述の補足としてのスケッチ等（カラー可）の挿入を認めます。

(4) 提案書（様式 3 - 2）の作成について

以下、3 つの提案には、改修する既存施設と園庭の位置が決められていることなど、制約を受けている施設のリノベーションだからこそできる提案や、過去の実績例により得られた効果などもあれば含めてください。

提案図面やイメージ程度のスケッチ（カラー可）などによりわかりやすく表現してください。提案写真は不可とします。

①こども園の環境づくりについてのハード面の提案

「横須賀市こども園 建築設計ガイドライン」のハード面の基本計画を参考

にし、子どもの主体性を尊重した教育・保育を具現化するための建築空間、材料、しつらえ等について提案してください。

②（仮称）中央こども園の各機能の配置及び動線計画についての提案

「（仮称）中央こども園整備概要」を参照し、各機能の配置計画や動線計画、保育室と園庭のアプローチ計画を具体的に提案してください。

③改修工事費の抑制に対する提案

工事費抑制についての設計提案をしてください。

（５）注意事項

①提案書の内容については、あくまでも設計者の選考を目的としたものであり、必ずしも本施設の基本・実施設計に反映することを担保するものではありません。

②各様式では、指定の場所以外に、会社名、住所、ロゴマーク、参加者を特定できる表示は一切しないで下さい。

③本改修計画での増築行為の提案はできません。

8. 2次選考「プレゼンテーション」の実施

選考は、参加者から提出された提案書に基づくプレゼンテーションにより審査、採点します。審査、採点は、選考委員会が公正かつ厳正に審査、採点行います。

（１）日時

令和元年 7 月 25 日（木）

（２）場所

横須賀市小川町 16 番地はぐくみかん 5 階会議室

（３）実施方法

①プレゼンテーションは参加各社 3 名以内で実施し、原則として予定技術者が参加するものとします。

②プレゼンテーションは非公開とし、提出した提案書をもとに説明していただきます。その際、新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。

③実施時間については、参加申請書（様式 2-1）に記載されたメールアドレスあてに通知します。

④実施時間については、1 事業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 15 分以内、質疑 15 分程度）を予定しています。

⑤受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に連絡してください。

⑥プレゼンテーションではパソコンを使用したスクリーンに投影する方法を用いて行うことを認めます。

⑦プレゼンテーションで使用する資料等には、社名及び社名の分かるロゴ等はいれないこと。

(4) 評価項目、評価基準及び配点

①評価及び採点は、各委員が別表 2「2 次選考 評価基準・評価点表」に基づき行います。

(5) 最終選考参加者の選定方法

各委員の評価点の平均を基準とし最終選考に参加できる者は、次のとおりとする。

①最高評価点であった事業者

②最高評価点に対して、95%以上（端数のあった場合は、小数点第 1 位を四捨五入）の評価点を得た事業者

(6) 選考結果の通知

全参加者に対して、次のより、結果を通知します。

①通知方法 参加申請書（様式 2-1）に記載されたメールアドレスあてに通知します。

②通知日 令和元年 8 月 1 日（木）

9. 見積書の作成・提出

2 次選考を通過した参加者は、最終選考「競争見積もり合わせ」にあたって、次により見積書を作成し提出してください。

(1) 見積書の作成

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

①様式 見積書（様式 4）を使用してください。

②作成方法 提出日、住所または所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積金額を記入し、代表者印を押印してください。

(2) 見積書の提出

①提出部数 1 部

②提出方法 持参

※任意の封筒に封入封緘の上、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出してください。

※封筒には、「（仮称）中央こども園改修工事基本設計業務（見積書在中）」と「商号又は名称」を記入してください。

③提出期間 令和元年 8 月 2 日（金）～8 月 9 日（金）12 時まで

※8 時 30 分から 17 時（12 時から 13 時、土日を除く）に受け付けます。

④提出先 横須賀市こども育成部 保育課 保育園再編係
はぐくみかん 5 階

10. 最終選考「競争見積もり合わせ」の実施

2次選考通過者から提出された見積書について、次により競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を選定します。

(1) 「競争見積もり合わせ」の日時・場所

- ①日時 令和元年8月9日（金）14時
- ②場所 はぐくみかん5階
- ③立会 競争見積もり合わせに参加する各事業者2名まで任意で立ち会うことができます。

(2) 契約候補者の選定方法

2次選考を通過した参加者で見積もり合わせを行い、(仮称)中央こども園改修工事の基本設計、実施設計、工事監理業務の見積もり金額の合計がもっとも低い額(本市の入札制度による平均額型最低制限価格未滿となるものを除く。横須賀市入札情報ポータルサイト 入札制度関連情報 参照)を提示した参加者を本業務の契約候補者として決定します。ただし、同額の見積書を提出した参加者が2以上ある場合は、2次選考における評価点数が最も高い参加者を本業務の契約候補者として決定します。また、評価点数も同点であった場合は、くじ引きにより決定します。

(3) 選定結果の通知

競争見積もり合わせ全参加者に対して、次により結果を通知します。

①通知内容

- ・契約候補者：選定の旨の通知及び打合せ等の連絡
- ・その他の参加者：選定外となった旨の通知

②通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスあてに通知

③通知日 令和元年8月9日（金）

11. 契約の締結

市は、契約候補者と業務の詳細や契約内容に関して必要な協議を行い、提出された見積書の金額で随意契約を締結する。

なお、その者との協議が整わない場合、その者が業務を遂行できないと認められる場合、その者が契約までに資格要件を満たさなくなった場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12. プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合を含む）

- ②期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤上限金額を超える見積り額を提示した場合
- ⑥その他、本要領に違反した場合

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類の返却はしません。
- ②提出書類の差し替えは認めません。
- ③本プロポーザルの実施にあたり、提出書類の複製を作成する場合があります。

(3) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(4) 費用の負担

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(5) 本プロポーザル結果の公表

最終選考後に、1次・2次・最終選考結果については、本募集要領を掲載しているホームページに公表します。(商号又は社名については、1次選考通過事業者のみを公表します。)

13. 本プロポーザル等の結果を理由として本件以外に締結する随意契約について

本業務終了後、令和2年度から令和3年度に予定する(仮称)中央こども園改修工事実施設計業務委託と(仮称)中央こども園改修工事監理業務委託について、本市議会において当該業務の予算が承認され、かつ双方の合意がある場合に限り、提出された見積書の金額で契約を締結するものとします。

(1) (仮称) 中央こども園改修工事実施設計業務委託

- ①履行予定期間 令和2年6月から令和2年12月
- ②上限金額 31,889,000円(税抜)
- ③業務内容 建築設計業務委託共通仕様書(横須賀市都市部)
建築設計業務特記仕様書

(2) (仮称) 中央こども園改修工事監理業務委託

- ①履行予定期間 令和3年3月から令和4年2月
- ②上限金額 13,338,000円(税抜)
- ③業務内容 工事請負者への設計内容の伝達、施工図等と設計図書の照し合せ
工事の確認及び工事監理報告等